

## 回答書

県立特別支援学校（東中部地区）タブレット等賃貸借に係る質問について、以下のとおり回答します。

番号	質問事項	回答
1	仕様書1.20その他(3)の機器のデータ消去が完了した旨の証明書を提出とあります。 受注者とデータ消去作業業者が異なる場合、実際にデータ消去作業業者からの証明書発行でよろしいでしょうか。また、その場合、事前にデータ消去作業業者から受注者への支援等が分かるものの提出が必要でしょうか。どのタイミングで行えばよろしいでしょうか	データ消去作業業者からの証明書で構いません。 その場合、入札説明書7の(4)により、事前提出物として提出してください。 なお、入札説明書7の(4)を以下のとおり修正していますので、必ず変更後の入札説明書を確認してください。 変更前：7(4)保守体制について 変更後：7(4)保守体制等について
2	契約書(案)は入札前に開示頂けますでしょうか。	現段階ではお示しできません。
3	今後もコロナウィルス感染状況によっては、物流遅延等の不測事態が発生し、納期遅延となる可能性があります。コロナウィルスの影響等で不測の事態で納期遅延となった場合、指名停止等の処分、賠償請求や違約金請求等なく、契約期間変更等の協議に応じていただけますでしょうか。	受注者の責めに帰さない事由により、納期に間に合わないことが見込まれる場合は、発注者に早急に連絡してください。納期の延長等その後の対応について発注者と受注者で協議することとします。
4	(別添) 公立学校情報機器整備費補助金についての2.2-1に既に交付内定を受けている補助金との記載があります。これは必ず補助金が交付されるとの認識でよろしいでしょうか。 また、補助金が交付されなかった場合、收受予定の補助金含む入札金額で契約締結いただけますでしょうか。	交付内定を受けていますので、補助金が交付されない場合はないものと考えます。
5	契約途中で契約を解除した場合、損害賠償として残賃貸料の支払はして頂けますでしょうか。 また、GIGAスクール構想の補助金には財産処分制限期間が設けられているため、解約時に收受した補助金を返還しなくてはいけない場合、返還する補助金相当分についても損害賠償としてお支払いいただけますでしょうか。 過剰台数などで補助金を返還する場合、契約	発注者の都合により契約を解除することは、基本的にはありません。 災害等の受注者及び発注者の責めに帰さない事由により、契約の解除が必要となった場合は、その都度協議をすることとします。 なお、本調達では補助金の財産処分制限の対象とならないため、損害賠償の支払いはないものと考えます。 また、過剰台数などで補助金を返還するこ

	<p>書にて補助金返還を実施する責任について記載は可能でしょうか。そういった場合、貴県か受注者のどちらになりますでしょうか。</p>	<p>とになった場合は、発注者が対応します。契約書への記載はしません。</p>
6	<p>納入期限とリース開始が年度またぎますが、補助金の申請等の手続きに支障はないとの認識でよろしいでしょうか。また、補助金は何年度の事業が対象になりますでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。 補助金は令和2年度の事業が対象になります。</p>
7	<p>仕様書1.4借入期間及び納入期限について、現在 iPad について年度内納品が確定しない状態です。Apple に関しては遅延に関する発表もございません。 納期内に納入できない場合、早急に発注者と協議することと記載がございますがどの程度対応頂けるのでしょうか。</p>	<p>質問事項3の回答に同じ。</p>
8	<p>3.13(4)無線LANの構築について 本調達には無線アクセスポイントはありませんので、現地に未設定のアクセスポイントが設置されているとの認識でよろしいでしょうか？ また、「生徒系ネットワークに接続して」と記載があるのでLAN配線工事が必要になるのでしょうか。</p>	<p>本調達には無線アクセスポイントはないため、3.13(4)の項目は削除します。 なお、仕様を変更し、仕様書3.13を修正していますので、必ず変更後の仕様書を確認してください。</p>